

事 務 連 絡
平成 21 年 3 月 4 日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

ジャクソンリース回路の自主回収の確認及び徹底について

標記について、別添のとおり埼玉県及び東京都衛生主管部（局）長あてに通知したのでお知らせします。

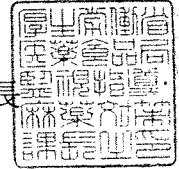




薬食監麻発第 0304001 号
平成 21 年 3 月 4 日

埼玉県保健医療部長
東京都福祉保健局長
殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



ジャクソンリース回路の自主回収の確認及び徹底に係る報告等について

ジャクソンリース回路については、「ジャクソンリース回路の自主回収の確認及び徹底について」（平成 20 年 11 月 19 日付け薬食監麻発第 1119007 号監視指導・麻薬対策課長通知）及び「ジャクソンリース回路の自主回収の確認及び徹底について」（平成 20 年 12 月 10 日付け薬食監麻発第 1210018 号監視指導・麻薬対策課長通知）により、貴管下の製造販売業者に対して指導方お願いしたところです。

今般、当該通知に基づき各製造販売業者から提出された報告書によると、再確認等の措置が完了していない製造販売業者があったことから、それらの業者については、引き続き、可能な限り迅速に回収・廃棄等の再確認を行い、下記のとおり、その状況を報告するよう指導方お願いいたします。また、製造販売業者から下記の報告があった場合には速やかに当課まで報告するようお願いいたします。

なお、当該報告の内容については、公表する予定であることを申し添えます。

記

1. 再確認等の措置が完了するまでの間については、少なくとも 2 ヶ月に 1 度、進捗状況、調査未了の理由及び完了予定時期について報告すること。
2. 再確認等の措置が完了し次第、その結果をとりまとめ、最終報告を行うこと。